南北朝期における祇園社社内組織

はじめに

秀俊氏、三枝暁子氏の論などがある。きた。舞台となった祇園社内組織の研究は、小杉達氏を嚆矢とし、野地さた。舞台となった祇園社内組織の研究は、小杉達氏を嚆矢とし、野地て、政治史・社会史・経済史・文化史などあらゆる方面から重用されて、・城園社「社家記録」は南北朝期の様相を纏まった形で伝える史料とし

⑥坊を営み世襲することと定義した。その上で、 ら社家と名乗るようになったと論じた。 の顕詮・顕深親子が社僧を門弟にすることによって、 を社僧、神人(社人)、犬神人の三つに分類する認識に対して、 法眼であること、④公文(一~七)になること、⑤阿闍梨位を持つこと、 社僧と呼ぶ階層を紀氏一族、 大別当・少別当になること (長吏・執行・大別当にはならない)、③極位が 野地氏は 社僧を①多くの僧に国名が付いていること、②三綱や権別当・権 「社僧」という言葉に拘る立場から、小杉氏の祇園 社僧、 専当(承仕・勾当)・宮仕の三階層に 南北朝期から室町初期 門閥を形成し、 小杉氏が 社の成員 自

に、三綱・権別当・少別当が構成する「公文所」の二つの組織によって政所」と、それに包括される形で実質的な経営責任者である執行のもと筆頭に社務執行・三綱・権大別当・少別当によって構成される「感神院氏一族まで含めて広義の社僧として捉えたうえで、本寺僧である別当をこれに対し三枝氏は、野地氏の指摘する社僧の定義を評価しつつ、紀

大 坪 舞

示唆した。をもつ者もいたとし、さらにはこれらが公文所に所属していた可能性ををもつ者もいたとし、さらにはこれらが公文所に所属していた可能性を直した上で、いずれも法名を名乗っており、中には「法師」・「法橋」号経営されていたことを指摘した。さらに、専当・宮仕を公人として捉え

机④ 対する論点はまだ多く残されているように思われる。 問題に直結するものであるが、祇園社社内組織における山門の影響力に 園社という一社の問題ではなく、祇園社を通じた山門による京都支配の を作り出した時期である。三枝氏が強調している通り、 いう結び付きを通じて山門からの影響力を弱め、 静晴一族と対立しながら社僧の門閥化をはかり、 あった。祇園社 そもそも祇園社は、 別当に代わり実務を担当する目代が置かれるなど、 「社家記録」に残される顕詮、その子顕深が執行時は、 天台座主の兼ねる祇園検校や別当を通じて支配さ 独自の執行職独占体制 室町将軍との御師職と これは単純に祇 山門の支配下に

義は、紀氏一族を除いた、野地氏の定義に従った。社社内組織について山門との関係を踏まえて再考する。また、社僧の定本稿では先学の驥尾に付しつつ、祇園社「社家記録」を中心に、祇園

六

第一章 執行管轄下の組織

第一節 執行代

る。いずれも法眼位にあり、上位の社僧であったと考えられる。(延文二年〈一三五七〉)、丹後法眼快恵(応安五年〈一三七二〉)の四名であ、二年〈一三四三〉)、三川法眼顕聖(正平七年〈一三五二〉)、相模法眼乗秀園社「社家記録」の中で執行代として確認されるのは、越後法眼咸宗(康園社「社家記録」の中で執行代として確認されるのは、越後法眼咸宗(康山門に住する座主・別当を除くと祇園社内の最高位であるのが執行で山門に住する座主・別当を除くと祇園社内の最高位であるのが執行で

眼位であり、 の社僧から任じられるものであった。 の側に近いとも考えられる。また、乗秀・快恵は社僧で、 していること に補任されていることから、顕詮より年長であったと考えられるが、法 可能性も考えられる。 とした桐房の房主であったことから、 このうち、三川法眼顕聖は、 野地氏が社僧の条件の中に入れる「国名を名乗る」を満た (紀氏一族の中に国名を名乗るものはいないこと)から、 ただし、 徳治年間(一三〇六―一三〇七)に一公文 「顕」の字を名に持ち、のちに顕詮が住房 親族、すなわち紀氏一 基本的に上位 族であった 社僧

められるのが、師子一座に関する事項である。文字通り代官としての例がみられる。一方で執行代独自の職掌として認執行代は執行が不在の際急な代理を務める、番仕の代官を務めるなど、®

内は割注を示した。以下同。) [史料1]祇園社「社家記録」康永二年(二三四三)一〇月一九日条(〈 〉

三番仕」之、師子者如」例於□庭上□舞」之、猿楽之時召□礼堂云々、白舞」之、師子舞巻数、任」例進□別当御房□〈公文所不」出」之、〉猿楽今日御祈師子舞」之、恒例春舞之処、依□閇門延引□、近日開門之間

由申¸之、是非例也、向後不¸可¸有;其儀,者也、子時、上古雨降日、於;;礼堂,舞事在¸之之由、顕聖法眼旧記ニ有之昼師子猿楽、於;,堂上,沙汰、無;,先例,、執行代無;;故実,歟、御祈師

められる。
教行代が御祈師子に関与した例は、正平七年(一三五二)においても認り、後に執行代として確認される顕聖の旧記によってこれを正している。御祈師子舞に関する故実を執行代が認識しておくべきものとしてお

[史料2] 之処、 臈末継二人参勤了、 恒例御祈師子今日舞」之、 不、進、之、□社家了、 今年世上動乱上、 師子等申二子細一、 祇園社 自;;其比;依;;世 「社家記録」正平七年 後戸酒肴如」例、 上事 師子舞等依||疲労||或没落、或難||出仕難義之 于レ今延引了、 社家祝布施壱連沙¬汰之」、 御上表之間、 (一三五二) 次如 一向在国之間、 |先々|者進| 巻数執行代雖↓用∏意之 四月一五 毎年為;;二月;之 三卷数於 臈国行、二 日] 貫首

内は補入を示した。以下同。)
「史料3」祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)四月一六日条(〔〕

申間、給之由執行代申」之師子舞巻数、強不」及;,座主;、先々私ニ〔所〕;,安置;也、可」給之由

ため手元に残している。 正平七年 の頭人が欠けた際の代行なども執行代の職分とされている。前述の通り、 中心となって執り行っている様子がうかがえる。 う指示を下す。 行われる。座主に進上する巻数を顕聖は用意するものの、 月に行われるはずの「御祈師子」が大幅に遅れて四月に入ってから執り 世上の動乱に連動して起こった師子一座内部の混乱によって、 (一三五二) この例をみても、 は顕聖が執行代・一 一六日に通達があり、 師子舞は執行の指示のもと、 公文代を兼任するが、 顕詮は顕聖に進上するよ また、 上表があった 執行代が 祇園社 毎年二

ていた。

ていた。

でれに支払われるべきものであった例を鑑みると、別個の職と認識され年〈二三五二〉五月一八日条)とあるように、本来的に一公文・執行代それ「一公文執行代両職分三法各五百文可取之処、同歎申間免」之、」(正平七「社家記録」の中で顕聖以外に兼任例が見られないこと、宮籠職の任料が

時代の執行の門弟ではなく、補任権が執行にあったものかは不明である。また、顕聖は顕詮との深い結びつきが見られるものの、他は必ずしも同

第二節 公文

任と八月番仕の奉行がほぼ同義であったとしている。
また、三枝氏は長禄三年(一四五九)の宥存請文を取り上げて一公文職補一公文代、もしくはそのまま一公文と呼ばれていたことを指摘している。来執行が兼任するものであったが、次第に代官が置かれるようになり、来執行が兼任するものであったが、次第に代官が置かれるようになり、さて、時に執行代が兼ねた公文について確認したい。野地氏は、公文さて、時に執行代が兼ねた公文について確認したい。野地氏は、公文

はないが、八月番仕に関するやり取りがみられる。祇園社「社家記録」応安四年(一三七一)中には、一公文に関する記載

今日三貫、廿日以前五貫、卅日以前ニ五貫、若雖¸為;;一貫﹐令¸未¸進間、宛文給¸之、則請文出¸之、所詮十三貫文〈除;;八講布施;、〉内、十三貫分可;;究済,之由領状、仍今日且三貫文〈請取給¸之〉、沙汰之八月番仕事、治部法橋仙舜就;;望申;、両三日問答、如;;去年;今月中

に替えるものと約す。これにより仙舜は八月番仕を奉行する。を完済した折には、番仕に任じ、一貫であっても未進の折は番仕を別人が部法橋仙舜が八月番仕を望むのに対し、昨年同様七月中に一三貫文

被」改一替番仕一之時、

不」可」申

||子細 | 之由請文有」之、

問題となるのは次年、応安五年(二三七二)の八月番仕職である。仙舜別当に申し入れを行ったのが次の記事である。これにより、八月番仕は快栄後家に決定し、尼公のため番仕部屋を後家も番仕部屋を退出せず、共に奉行することとなる。これに対し、仙舜は、八幡殿すなわち足利義満生母紀良子の管領する。これに対し、仙舜は、八幡殿すなわち足利義満生母紀良子の様家も番仕部屋を退出せず、共に奉行することとなる。この混乱の中で、後家も番仕部屋を退出せず、共に奉行することとなる。この混乱の中で、後家も番仕部屋を退出せず、共に奉行することとなる。この混乱の中で、後家も番仕部屋を退出せず、共に奉行することとなる。この混乱の中で、り当に申し入れを行ったのが次の記事である。

[史料5]祇園社「社家記録」応安五年(一三七二)八月一日条

義也、 所詮、 状条、 之条不」可以然、 間 可」為;|無為道|敷云々、 被」仰之「者、大段一公文職別当計所職也、而命」隠「「密之「、日頃領知 出所望之義 , 、奇怪次第也、而御許容之条、難」堪之由申」之、 辞退之間、 秀 | 之段、請文又分明也、 就,,八月番仕事,、予参,,別当,,申次二位法印教祐、重々問答、 〔間〕、近日為;;代官;番仕職、 非、無、,其謂、歟、然而以、,別当口入義、、彼番仕仰、ー付仙舜、者 一旦仰付計也、加」之、 仙舜、乗秀請文、又仙舜起請文、岡崎座主時綸旨案進言置之一、 番仕又為,,彼得分,之上者、 於,,仙舜,者、 仰討付他人」之処、 所詮、至二今日」、 不」帯二一紙證文」之上、 (後略 其後又進,,大師勧請告文,之間、 仙舜背;;請文,、公用不法之間、 成 公用沙汰之処、今年依二公用秘計難儀 ;;競望思;、為;;代官身;忽成^敵、 仰一付他人一之条、 仙舜者雖」為;;代官;、一公文当知行 公文代官所1望請文1之 無」謂之由仙舜申」 如言別当 仰一含乗 仰付之 顕

同様に一公文の得分である以上、これを他人に仰せ付ける顕詮を仙舜が主張に対し、そもそも一公文職は別当に補任権があるとし、八月番仕がが公用を支払うことができず請文に背いたので無効であるという顕詮の仙舜に八月番仕を仰せ付けていたのは一時的なものであり、仙舜自身

批難し、これを受けて番仕を仙舜に仰せ付けたことが判る。

事為、「顕詮相伝所職」之間、当月番仕昨日管領」したという。 番仕請文に次のように現れる。 するように、顕詮・顕深の時代に段階的に別当補任の職からの離脱を図っ 官宣旨において六月番仕職と共に一公文補任権もまた安堵を要請したと 宜の権官を別当より補任することで決着がつくが、三枝氏が至徳二年の ら五十年近くにわたって一公文に就いていたようである。 される。 法眼徳治補任案文記六出現 ていたと考えられる。このことは、 た様子がうかがえる。応安五年(一三七二)は最終的に社家が推挙した便 八月番仕を奉行者を定めていたように、既に社家側が自由に差配してい (一三五二) ともに一公文として確認され、連続したものか否かは不明なが ―一三〇七)に顕聖に対する補任状を別当に対して提出していたことが記 八月五日条に「一公文職、 正式に別当により補任された様子が見られず、顕詮の認識では、「此 顕聖は静晴が執行であった康永二年 (一三四三)、 〈仙舜出」之歟〉」と仙舜が徳治年間 自;;別当;有上被」下;;補任状;例上、 嘉吉元年(一四四一)の一公文・八月 加えて顕聖没 以後顕詮が 就 正平七年 (一三〇六 レ中顕聖

[史料6]公文所快運請文®

祇園社一公文并八月番仕等請文之事

申続五百文、 文、残肆貫五百文、八月八日以前可,,進上申,候、次番仕振舞壱貫文、 右一公文職・八月番仕者、 而請文之状如」件 候条畏存候、次二八月御公用拾四貫五百文之内、 |被:||召放||、 可レ致 余人で可以被 |其沙汰 | 候、但社家様へ不法緩怠之儀候者、雖 社家御管領之事候之間、 |仰付|候、 其時不」可」及 快運工御代官被 七月中ニ拾貫 異儀 候

嘉吉元年十月九日 公文所快運

ここには、明確に一公文・八月番仕をともに社家の管領する職として

南北朝期における祇園社社内組織

てよい。 おり、顕詮の時代萌芽した社家による一公文補任はここに結実したとみ

月一日条には、末公文を治定した際の様子が記されている。 さて、二公文以下の職についても検討したい。正平七年(一三五二)正

「天久てかり合き」]]]]]]]卦か丁 目十 たお、目 こえてき[史料7] 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)正月一日条

ないか。 考え合わせると、 とする。なお、 の史料で同日治定された「末公文」が実際には四~七公文であることを 会うなど四以下の公文とは明確に異なる位置づけであること、さらに右 社務執行とともに署名をし、祇園祭馬上役の得分を得、 末公文と定義するが、氏が指摘するように一~三公文が政所下文に別当 を検討する上でも見逃せないものである。ただ、野地氏は二~七公文を うに、公文を皆門弟で占めたという記述は、 で、これもまた顕詮の門弟と考えて大過あるまい。 以外の四〜七公文を同日定めたとし、これらはすべて顕詮の門弟である まっていた顕聖と、吉書始の際に治定していた二公文仙舜、三公文玄覚 ことで末公文を取り計らうべきであると申し入れがあり、 欠損のため読解が困難であるが、一公文すなわち顕聖が得分に関わる 返事了、是皆門弟也、此外長門房者依」為二重服一、不」及」召一加之一、 前少別当朝秀〉六〈壱岐房玄応〉 公文権大別当玄覚、是又吉書時治定了、 申之間、於,,一公文,者、自」元無,,相違,、二公文治部都維那仙舜、 末公文今日治定□□□□□□□□得分可;|相計||之由、自;|一公文許 長門房は重服のために召し加えなかったと特記されるの 末公文とは四〜七公文を示すと考えるほうが妥当では 七〈駿川房聖快〉可」為二此儀一之由 四 顕詮が進めた社内の門閥化 〈卿阿闍梨晴厳〉 野地氏が指摘するよ 別当吉書に立ち もとより定 Ħ.

り、その様相が計りがたい。わずかにその様相を伝えるのが次の史料でさて、四〜七公文については、一〜三公文に対して史料上の制約があ

ある。

間烈参衆三人、已上九人領状、但二公文咸宗法眼依,指合,不¸出云々、悉可¸出之由觸¸之、一公文顕聖法眼所労之間不¸出、公文六人、又此今日烈参衆可¸増之由面々申之間、自;昨日;申□談執行;之処、公文[史料8]祇園社「社家記録」康永二年(一三四三)一○月八日条

大進権別当親尊 備前都維那聖円 遠江河闍梨 〈已上三人此謂〈祖父代〉 長門大別当芿憲〈父芿春代〉、〈已上今日始衆、〉

但馬阿闍梨秀春

上野阿闍梨円朝

伊予阿闍梨安晴

卿権大別当

衆、〉 大進権別当親尊 備前都維那聖円 遠江阿闍梨 〈已上三人此間

雜掌良詮 詮祐 宮仕四人〈自;社家,同催」之〉

理と見なすことができ、執行の指揮の下にあったことが知られる。参加する。文脈上「今日始衆」である六名は三〜七公文、またはその代れ、病中であった顕聖と差しさわりのあった二公文咸宗法眼の他六名が綿座神人相論において、公文は悉く列参するよう執行静晴より通知さ

にて占めていった様子がうかがえる。(二三五二)前後に、顕詮が旧来より極端な形で社内の要職を自らの門閥(二三五二)前後に、顕詮が旧来より極端な形で社内の要職を自らの門閥を門弟にて占めるというわけではない。これを勘案すると、正平七年憲が顕詮の門弟であり、[史料7]の正平七年(二三五二)のように公文さて静晴執行時の右の公文のうち、卿権大別当晴厳や、長門大別当芿

第三節 小綱

ばれる人物は少別当に限られ、[史料7]からは五公文として筑前少別当される場合に「小綱」と呼ばれる」例があるとする。確かに、小綱と呼のか明確ではない。この点について、三枝氏は「少別当が公文所に組織一〜七公文のみで公文所が構成されているのか、その他に構成員がいる前述したように、公文については、一〜三公文以外の史料に乏しい。

るとは解しがたいのが以下の史料である。朝秀が確認される。しかし、公文所に組織される少別当が小綱と呼ばれ

見知之処、先度社家請文申;[子細;、又可;[注進;]所云々、就¸之最初行;[執行許;、酒肴料三貫持向了、酒有¸之、昨日到来問状、別当宣[史料9] 祇園社「社家記録」康永二年(一三四三)八月六日条

所見,之状之由申間、尤有,,其謂,之由申」之、符案治定、(後略)人、宮仕兄部御節句等、神供者可,,存知,之上者取,,注進,可」被」備,,為,,何事, 哉之由申之間、公文所〈当時七人歟、〉幷小綱三人、承仕三所見〈元久下文〉者、相□副社家,進□覧之,、当時備□進所見,者、可」所見〈元久下文〉者、相□副社家,進□覧之,、当時備□進所見,者、可」

小綱として名前が挙がることはなく、別組織であったと考えられる。して、御節句についてよく存じている、公文所と小綱が併記される。以上の史料においては、公文所とは一~七公文を指し、小綱はその下位に上の史料においては、公文所とは一~七公文を指し、小綱はその下位に上の史料においては、公文所とは一~七公文を指し、小綱はその下位に上の史料においてように読み取れる。確かに小綱とされる人物はいずれも上の史料においてように読み取れる。確かに小綱とされる人物はいずれも上の史料においてように読み取れる。確かに小綱とされる人物はいずれる。以外別当位にあるものの、正平七年(一三四三)八月七日条においても「神人神」といる。

小綱という呼称については、稲葉伸道氏が東大寺の小綱は公人とは区別される存在でありながらも、年貢未進の譴責、罪科人の庄内からの追られ、「祇園社僧注進状」にも名が見られることから、社僧として定義しられ、「祇園社僧注進状」にも名が見られることから、社僧として定義してよさそうである。

備中阿闍梨禅照弟子備後房栄極入二小綱」、社家分任料壱貫文、今日[史料10]祇園社「社家記録」正平七年(二三五二)一一月二〇日条さて、「小綱」を考える上で興味深い記載が次の史料である。

られる。

られる。

られる。

られる。

られる。

の社僧により組織され、社内で特定の職掌を担っていたと考えした。僧位を限定した番仕奉行権が他に見いだせないことから、小綱はあったとするが、少別当職につくことは、多くは小綱に入ることを意味あったとするが、少別当職補任と五月番氏所役納入は一体のもので

っしら。 下位に位置し、公役・年貢に関する収納などの実務を担っていたと考え 専当補任状が少別当により作成されていることなどから、感神院政所の 円智が顕詮に申し入れをしていること、あるいは、「感神院政所返抄」や 保の役である神祭の僧膳料未納の問題について、小綱である慶増や禅照、 五月番仕の他には、祇園社「社家記録」正平七年(二三五二)四月宮川

られる。 られる。 という関係も同時に、あるいは別個に結んでいたと考えに に当立二)小綱であった伯耆少別当慶増は、同時に静晴の門弟でもあり、 は異なる門閥を独自に形成していたと考えられる。一方で、正平七年 ことを示す資料は散見される。少別当という下位の社僧は、紀氏一族と るとする点にも注目される。他にも少別当位にあるものが弟子をもった さらに、[史料6]において、栄極は禅照の弟子であるため、小綱に入

小括

により任じられていた。 の時代には一公文と共に任じられた八月番仕を中心に、 芸能や仏事などでは一定の役割を担っていたことが指摘できる。公文は より組織される小綱は、 (一三五二) 顕詮の門弟で占められる。一方、下位の社僧である少別当に 顕詮は執行に補任権があったらしき二以下の公文については、正平七年 がないことが慣例化していたようだが、 一〜七公文までおり、 には社僧を執行代として置くことが定着し、 いたと考えられる、 以上、 社僧のうち、 執行代、 一公文・一公文代は別当に補任権があった。 執行の管轄下において感神院政所の中核となって 紀氏一族の門閥ではなく、 公文、小綱について検討した。 いまだ別当の影響下にあった。 執行の代官を務める一方、 少別当間の師弟関係 別当の指示を仰 南北朝期頃 顕詮

れる。
核は、執行の指揮のもと(執行代)公文―小綱で組織されていたと考えら核は、執行の指揮のもと(執行代)公文―小綱で組織されていたと考えら社僧は公文・小綱に任じられるもののみではないが、感神院政所の中

第二章 本寺僧の代官

注一節別当代

化させていく役割を果たしている。としてみなされ、目代は座主・別当の命令を執行以下の末社の僧に徹底門徒から選ばれる目代が置かれた。別当は対外的に祇園社の最高管理者延暦寺座主一代につき、座主出身の門跡執事が補任される別当と、門跡三枝氏によると、祇園社は延暦寺の末社であり、祇園社経営に関して

要事項であったらしく、関連する文書も複数残されている。 要事項であったらしく、関連する文書も複数残されている。 これは社内・ (二三四七) 「静晴別当得分注進案」などにより明白である。これは社内・ る番仕の得分である。三枝氏が指摘するように、番仕は散銭などにより は 〈正月、二月、六月、但当月者修理料足也〉」とある、祇園社内における番仕の得分である。三枝氏が指摘するように、番仕は散銭などにより 別当が祇園社から得ていた得分が知られる。中でも注目したいのが、「番 諸社領・末社・神人や諸役より生じる得分を微細に示したものであり、「番 諸社領・末社・神人や諸役より生じる得分を微細に示したものであり、「本社」といっては真のであり、各月の番仕次第は各々の得分を定める重 排園社内において別当に様々な得分があったことについては貞和三年 祇園社内において別当に様々な得分があったことについては貞和三年

[史料11]別当代官春照年中得分注文案®

、正二月六十ヶ日番仕請料〔外得分五十貫文、但可」有;」増減, 虧祇園社々僧丹後法橋春照為;,座主別当之代官;得分仕間事

- 、誦経年中公用〔外得分可」有;,一二結,歟〕
- 、日御神供一続〈社恩〉
- 、三公文得分一貫文〈社恩〉

已上

文安元年六月 日

仕請料ならびにその他の得分を受領している例が確認される。また、春「祇園社社僧」である丹後法眼春照が別当代官として正二月六十ヶ日番

照は同時に三公文も務めたようで、この得分も得ていたらしい。

第二節 目代々

ために代官がいたようである。代得分(代官アリ〈夏一後戸、酒有、〉」とあるように目代の社内権益の代得分(代官アリ〈夏一後戸、酒有、〉」とあるように目代の社内権益の(8)で、番仕得分は目代にも配分されており

「史料12]祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)七月五日条カ 之処、念可,,停止,由、可¸被¸仰,,幸有,云々、 で、社領往反商人分料者、十二月上十五ヶ日目代取」之、下十五日執行 で、社領往反商人分料者、十二月上十五ヶ日目代取」之、下十五日執行 で、一向不、及,,沙汰,者也、而目 大社領往反商人分料者、十二月上十五ヶ日目代取」之、下十五日執行 大社領社反商人分料者、十二月上十五ヶ日目代取」之、下十五日執行 之処、念可,,停止,由、可¸被¸仰,,幸有,云々、

とがままあったことが伺える。
とがままあったことが伺える。
にも関わらず、本寺の得分となる事柄については執行の命を聞かないこ意が取りづらいが、顕詮と別当とのやり取りかと思われる。社僧である意が取りづらいが、顕詮と別当とのやり取りかと思われる。社僧であるにも関わらず、本寺の得分であったものを先朝において停止されたにもかかわらず、とがままあったことが伺える。

に関する記事である。「社家記録」にみられる正平七年(一三五二)に生じた「検断屋」の処分「社家記録」にみられる正平七年(一三五二)に生じた「検断屋」の処分目代の祇園社における得分を検討するうえで注目されるのが、祇園社

2料13]祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)九月七日条

之、自棟後者目代使取」之、社家分已車一両取之後、正目代般若院同社家〈成祐〉寄方朝乗以下専当・宮仕罷向、任」例自棟外者社家方取」検断屋今日壊」之、〔先〕相□触目代々幸有阿闍梨□之処、使者出」之、作1〕而[希 「老彡言釒」「ユニーイ

問答」之由返答了、 師屋壊取之条、等分ニ分畢、棟ヲ別事為,,非儀,云々、 副使者,致,其沙汰,了、 :中般若輔阿闍梨光俊許ヨリ使者来、 |壊了、難、存;;知之|、幸有出! 被三壊取 三其意一、 為川目代々」之間、 無」謂者也、 仍今日壊時、 其上 |使者|事不」可」然者、 [昨日] 〔去年七月〕百度大路西頬陰陽 可 又相副彼使者 進 検封時相触之由、 使者 (同人) 彼輩ニ可被 不 幸有相 令::承 被 相

する光舜の反応が以下の通り。
中般若に遣わし、「目代々幸有僻事」であると申し入れをする。これに対わった後、目代である般若院昌舜の同宿である中般若輔阿闍梨光舜よりわった後、目代である般若院昌舜の同宿である中般若輔阿闍梨光舜よりの取り壊しを始め、すでに棟外の車一両分ほどの木材を社家方が取り終する光舜の反応が以下の通り。

返答無為悦入之由、 一篇之条不」可」然推参儀也、 |、又諸事向後可」被」談;|中般若 | 之由、 |大蓮房|申||遣般若院|之処、幸有者社内少事自然奉行也 祇園社 坂本、 「社家記録」正平七年(一三五二) 此事可以被以仰 自 南岸 向後不」可 |般若院 | 之由、 可以被 =相綺,、 仰 九月八日条 申一遣南岸許 如此事之条可 |社家 | 之由申」之、 _ 領 此 則

のは社僧ではなく目代自身により同宿が携わるものであったと考えられのは社僧ではなく目代自身により同宿が携わるものであって、それ以外のも上料足請取など恒常的な目代得分に関わるものであって、それ以外のもはさし出がましい振る舞いであるとする。「社内少事」とし、本件に関わること幸有、すなわち目代々の職分を、「社内少事」とし、本件に関わること

三節 別当・目代の関与

[史料15] 祇園社「社家記録」正平七年(二三五二)正月二○日条中から出す「正月畳料足」をめぐって顕詮と別当の間で議論が起こる。じていたわけではない。正平七年(二三五二)に起こった正月番仕得分のに代わって番仕を奉行していたとはいえ、別当・目代はすべて代官に任番仕に関しても自ずから職分の限界があったようであり、別当・目代

云々、予又為;;正月年始畳足;由子細申了、明日可∑申;;入別当御房;云々、予又為;;正月年始畳足;由子細申了、明日可∑申;;入別当御房;忿可;;沙汰;之由、申;;遣快栄許;之処、為;;六月番仕役,之由申之世、予又罷向之処、重申談之処、目代申云、者;可∑押;,番仕;之由申之間、予又罷向之処、重申談之処、目代申云、正月番仕役内畳用途十貫文事、〔以;良詮;〕申;;目代許;之処、以;;力

[史料16] **〔料17〕祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)正月二二日条** 幸有 云々、 殿時沙汰始」之、 文書」之時、 月比沙汰了、去年又雖」申」之、 渋之間、 為山正月番仕役 正月番仕役畳用途拾貫事、 正月番仕役畳用途十貫文事、今朝以、状申言遣目代許」之処、 別当 被 不二道行一、 祇園社 相尋之処、 〈快栄番仕云々、〉又隆静法印社務代 此上給,,目安,召,調快栄状 澄春法印時公文為;;支証;申;;成院宣; 尋下 同以紛失了、 「社家記録」 所詮被」申 |沙汰来之条無||子細|、 有 然而非山多年役 _ 者、 二申旨 委細可」申云々、 正平七年 (一三五二) 賜 良晴法印代院宣又無 一編旨 申一談前執行静晴法印 | 之処、 ||使者 依 |可レ有|| |世上動乱|、 |可 」申云々、仍遣| 可」申;;別当御房;云 去二年□沙汰ハ六月番仕役也 梶井殿御代良晴法印社務時難 三沙汰 〈幸有番仕〉〔去々年〕 〔之間〕、 正月二一日 所出一 左右 元徳綸旨者紛一失 ||良詮||之処、仮 難 向有名無実之 無 三選出 元徳以来、 昨夕召 |相違||沙 七

[史料18]祇園社「社家記録」正平七年(二三五二)二月一〇日条

沙汰 六月 | 令 | 沙汰 | 了〈番仕幸有〉、是等趣任憲可 | 注進 | 云々、 之由治定了、 哉之由被」尋」之、 社頭舗設料足事、 .番仕奉行仁与;;別当;可^為 哉否事、 尋┐遣静晴法印許 1 之間、 」被」勘落 」之由雖」有 |了、良聖法印社務之時、又無沙汰之間、 為,,正月番仕役,之上者、為,,公用内,之条無,,子細 同沙汰了、去々年又年始無沙汰之間、 而澄俊法印社務之時難渋之間、 昨日被」尋,,静晴法印,之由目代申之間、今日以 未」申二請文一、此事仮殿造営之時、 |之処、為||正二月番仕役 御沙汰、 |問答| 歟、 以二別儀 同此趣可」申云々、 被レ下ニ 申亓成座主宮 哉否、 舗設料足計可二沙汰 就 三訴申 綸旨 又為二公用内 別当得分、 〈梶井殿 一之間令 為二公用 至二于 歟 番 仙

番仕奉行を行っていた別当代などの動きである。 りにもっぱら目代が当たるが、ここで注目したいのは別当の代官としての様子が書き留められる。下坂守氏が論じられるように社家とのやり取の様子が書き留められる。下坂守氏が論じられるように社家記録」にそ「史料15」では目代に納入を求めるものの拒まれ、以降「社家記録」にそに、の様子が書き留められる。下坂守氏が論じられるように社家側は綸旨足」であるが、納入しないことが度々あった。これに対し社家側は綸旨足」であるが、納入しないことが度をあった。

た様相が浮上する。 [史料15] では目代昌舜は番仕役について、別当代である快栄に問い合 [史料15] では目代昌舜は番仕役について、別当代である快栄と、目代々であるとの返答をする。 [史料17] [史料18] の中でで、再び六月番仕役であるとの返答をする。 [史料17] [史料18] の中でである快栄の六月番仕の役であるとの返答を顕詮に返答する。 [史料16] では目代昌舜は番仕役について、別当代である快栄に問い合

これらのやり取りからは、①番仕役について納入がなされない際、執

に及びつくことがあることが判る。実際に支持を仰ぐのは目代であること、③別当代は特定の人物が複数回行は別当代ではなく目代に直接問い合わせること、②別当代であっても、

[史料19] 祇園社「社家記録」正平七年(二三五二)一○月二五日条者殿・誦経・別当代について四条隆蔭に複数回にわたって問い合わせる。が問題となる。一○月一四日、座主宣下が下るや否や、顕詮は目代職・冠詳しい。座主の交代により、別当・目代・執行など座主遷代の諸職人事こうした別当代の補任権については、正平七年(二三五二)一○月条に

可¸有;,御許容¸之由申之処、已幸有事令;,口入¸之趣返答也、別当代事、西大路被¸参;,山徒¸望申之間、被¸申;,別当,歟、幸有不

あったと考えられる。の折にも別当代であったようであり、別当代・目代々は同程度の地位での折にも別当代であったようであり、別当代・目代々は同程度の地位でに申し入れるが、最終的に別当代には幸有が就いた。幸有は隆静が執行顕詮は西大路殿すなわち四条隆蔭を通じて幸有を許容しないよう別当

あったと考えられる。 5 織構造を考える上で興味深い。 別当・目代の代官として社内において上位にあった点は、 年(一三七二)には執行代を務めるなど、社内では紀氏一 ると考えられる。これらは僧位が法眼である人物が多く、 幸誉が確認されるので、それぞれ「快」「幸」を通字としていた一族であ 様子も見えない。 さて、 激化する顕詮・静晴の対立関係の中で、 別当代・目代々とされる快栄、幸有は祇園社の社僧でありなが 快栄の親族としては子息の快恵、 紀氏一族の門閥争いとは一定距離を置きながら、 どちらの門閥に属していた 幸有の親族としては 族に次ぐ地位に 祇園社内の組 快恵は応安五

引用する史料である。ところで、次の史料は野地氏・三枝氏が社僧の独立性を証するために

[史料20]祇園社「社家記録」応安四年(一三七一)七月一日条

珍事、神慮難」測哉、	間、不□□□□□□□所要退出、安堵例会無;;先蹂;歟、自由至希代	参; 供花;、将又舎弟越中都維那快賢同為; 夏衆;之処、同; 道舎弟;之	蓮院御門徒円明房□慶相語之間、尅□□越;「坂本」、仍自;「昨日」不」	夏衆丹後法眼快恵、就,,坂本仰木庄事,、可¸有,,合戦,之間、座主青
------------	----------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

びついていたことを指摘するが、快恵父の快栄が別当代であり、 自の活動をする存在であったことを、三枝氏は社僧が有力な山徒との結 の連関が強いことが背景にあったと考えられる。 結番することができなくなった。野地氏は社僧が武力を持ち合わせ、 に、夏衆であった快恵とその舎弟である快賢が参加するため途中で抜け、 近江国仰木庄を巡って青蓮院門徒と妙法院門徒との間に生じた合戦

これら上位の社僧は、 じられていながら、 と考えられる。 し進められていた静晴 る存在であり、執行よりも山門の意向に従っていたと考えられる。また、 以上、別当代・目代々について検討した。いずれも上位の社僧より任 別当・目代など本寺僧の社内における権益を確保す 紀氏一族の門弟であるとする記載はなく、当時推 顕詮による門閥化とは関わらない存在であった

おわりに

がら、 ながら紀氏 族・顕詮 南北朝期における祇園社の社内組織について、 個々の職に着目することで組織構造を捉えなおした。 一族とは関わらない門閥を形成していた小綱や、 族の対立関係に注目されることが多かったが、 山門の影響を意識しな 社僧であり 執行を通さ

> に従する存在であったことが伺える。 よい。特に、 したことで、祇園社の社内組織を多角的に検討する素材となると考える。 ずに別当・目代の指示を直接に仰いだ別当代・目代々などの存在を提起 顕詮の時代、 別当代・目代々は上位の社僧であり、 社内所職に関しては山門の強い影響下にあったと考えて 執行より別当・目代

れる祇園社関連資料読解の一助となることを期待して、擱筆したい。 本稿は多様な面を持つ祇園社の一部を照射したに過ぎないが、多用さ

- ① 注 小杉達氏「祇園社の社僧 「祇園社の社僧 下」(『神道史研究』一八一三、一九七〇年五月)。 上」(『神道史研究』一八一二、一九七〇年三
- 2 學大學院紀要』二六、一九九八年三月)。 野地秀俊氏「「社僧」再考―中世祇園社における門閥形成―」(『佛教大
- 九月、初出二〇〇七年六月) [以下三枝B]。 A]、同氏「中世寺社の公人について」(『比叡山と室町幕府』二〇一一年 (『比叡山と室町幕府』二〇一一年九月、初出二〇〇一年一月) [以下三枝 三枝暁子氏「南北朝期における山門・祇園社の本末関係と京都支配
- ら―」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四二、一九九六年二月)、同氏 「祇園別当の成立と変遷―比叡山との関係から―」(『ヒストリア』一五一、 福眞睦城氏「中世祇園社と延暦寺の本末関係―祇園検校、別當の関与か 九九六年六月)。
- 出版、二〇〇一年十二月。初出一九九九年三月)。 下坂守氏「中世門跡寺院の歴史的機能」(『中世寺院社会の研究』思文閣
- 桐房については、辻浩和氏論文を参照のこと。
- 7 「社家記録」応安五年(一三七二)八月五日条
- 9 8 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)閏二月一五日条。
- 祇園社「社家記録」正平七年(一三五三)一一月一日条。
- |月七日・八月一九日・八月二||日・九月||日・一〇月||日条など。 祇園社「社家記録」康永二年(一三四三)九月二九日・正平七年(一三五二)

- ① 前掲註③三枝B。
- ⑭ 祇園社「社家記録」応安五年(一三七二)八月一日条。
- ⑮ 祇園社「社家記録」応安五年(一三七二)八月三日条。
- (6) 前掲註③三枝A。
- ⑰ 『八坂神社文書』(八坂神社社務所、一九三九年。以下同。)、一〇六二。
- ⑧ 小綱については池松直樹氏のご教示を得た。
- ―一○、一九八○年一○月)。 号、一九七六年)、同氏「中世の公人に関する一考察」(『史學雜誌』八九⑲ 稲葉伸道氏「中世東大寺寺院構造研究序説」(『年報中世史研究』創刊
- 》 『八坂神社文書』八一二。
- ◎ 室町後期頃には俗名のものも小別当に任じられる。
- ◎ 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)四月六日・一二月九日など。
- 『八坂神社文書』八一九·八二〇。
- 一〇五一・一〇五八など。 | 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)、『記録』上、一〇五〇・
- 第八。野地氏も言及。
 『八坂神社記録』下(八坂神社社務所、一九二三年。)「祇園社紀」雑纂
- 。 『祇園社記』雑纂第三。
- ○『八坂神社文書』 一一○四・一一○五・一一○六など。
- 前掲註③三枝A二三頁。
 ② 『新修八坂神社文書 中世編』(臨川書店、二〇〇二年。以下同)一一。

前掲註③三枝B二三四頁。

六

- 一日・四月一日・五月一日条。 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)二月一日・閏二月一日・三月
- 『八坂神社文書』八三四。
- 三裏文書一五五・一五六、『新修八坂神社文書中世』二六一。坂神社文書』八一三・八一四・八一五・八一九・八二〇、祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)四月三日・四日・五日条。『八
- 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)七月五日・一〇日条。
- がある。世山門衆徒の同族結合と里房」(『待兼山論叢 史学篇』一三、一九七九年))この事件を般若院の同族結合の問題としてとらえたものに辻博之氏「中)
- に別当代として確認される。 快栄は康永二年 (一三四三)・貞和六年 (一三五〇)・正平七年 (一三五二)
- 日条など。 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)一〇月二三日・二四日・二六
- 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)一一月四日条
- 別当得分であるので、この際幸有は別当代であったと考えられる。途についての記事。「隆盛法印社務代〈幸有番仕〉」とあるが、正月番仕は郷 祇園社「社家記録」正平七年(一三五二)正月二二日条に正月番仕畳用
- 祇園社「社家記録」応安五年(一三七二)一〇月一日条。
- 動 前掲註②・③三枝A二六頁。

(本学大学院博士後期課程)